

伊丹市訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団が開設する伊丹市訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者又は要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。また従業者に対し、年1回以上の研修を実施する。
- 4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊丹市訪問看護ステーション
- (2) 所在地 伊丹市中野西1丁目141番地

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 看護師21名 常勤職員 10名（内1名は管理者と兼務）
非常勤職員 11名
理学療法士 1名 常勤職員

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

- (3) 事務職員 1 名
必要な事務を行う。

2 業務の状況に応じて、職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等に日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他の医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、交通機関以外の手段による交通費は、その1回当たり500円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊丹市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに管理者及び主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 ステーションは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 ステーションは、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

- 4 ステーションは、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(従業員研修等)

第12条 ステーションは、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密の保持)

第13条 ステーションの従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 ステーションは、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 職員が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第15条 指定訪問入浴サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第16条 ステーションは、その提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するように努めなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う

ことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第18条 ステーションは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第19条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第20条 ステーションは、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第21条 ステーションは、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスを提供しなければならない。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 ステーションは、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指

定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

- 5 ステーションは、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。また、利用者、その家族その他の関係者等からの暴言、暴行、脅迫、過度な要求、継続的又は執拗な言動その他の著しい迷惑行為により、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な体制を整備し、適切な措置を講じるものとする。
- 6 ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業団が定めるものとする。

附則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１８年４月１０日から施行する。

附則

この規程は、平成２０年２月２０日から施行する。

附則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。